

**令和7年度 第1回  
富津市介護保険運営協議会資料**

**令和7年5月13日**

**健康福祉部 介護福祉課**

## 目次

### ◎議案

- 議案第1号 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 議案第2号 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### ◎報告

- 報告第1号 令和7年度地域包括支援センターの予算及び事業計画について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 報告第2号 第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画  
策定支援業務委託の実施について・・・・・・・・・・ 23
- 報告第3号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の新規指定に  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 報告第4号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を  
定める条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・ 45

## 議案第1号

### 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について

○富津市介護保険規則 ※抜粋

#### 第2章の2 介護保険運営協議会

(会長及び副会長)

第5条の2 条例第2条の3の富津市介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条の3 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 議案第2号 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について

### ○概要

令和6年4月1日に厚生労働省老健局長から「介護保険法施行規則（中略）の一部を改正する省令」が告示され、富津市においても、富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき規則を一部改正したところですが、本議案につきましては、当規則の第2条に「介護保険運営協議会（富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）第2条の3に規定する富津市介護保険運営協議会をいう。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。」と規定されていることから、本運営協議会に、ご審議をお願いするものです。

### ○省令改正の趣旨

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員数を常勤職員の員数に換算する。

### ○省令改正反映後の富津市における規則（新旧対照）

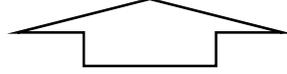
富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則（平成27年富津市規則第7号）新旧対照表

	旧	新
富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則	富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則	富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則
（地域包括支援センターの人員に関する基準）	（地域包括支援センターの人員に関する基準）	（地域包括支援センターの人員に関する基準）
第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数	第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数	第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（介護保険運営協議会（富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）第2条の3に規定する富津市介護

	<p>保険運営協議会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたとときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができ。次項において同じ。)に関する基準は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>
	<p>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>

### 【常勤換算方法による職員配置例】

職員A 主任介護支援専門員等 週5日勤務＝1.0人(常勤)  
 職員B 社会福祉士等 週5日勤務＝1.0人(常勤)  
 職員C 保健師等 欠員状態



職員A 主任介護支援専門員等 週5日勤務＝1.0人(常勤)  
 職員B 社会福祉士等 週5日勤務＝1.0人(常勤)  
 職員C 保健師等 週3日勤務＝0.6人  
 職員D 保健師等 週2日勤務＝0.4人 } 1.0人(常勤換算)

# 報告第1号 令和7年度地域包括支援センターの予算及び事業計画について

## 報告第1号補足説明資料

令和7年度地域包括支援センター収支予算書

【収入】

単位：千円

	富津地区 地域包括支援センター		大佐和地区 地域包括支援センター		天羽地区 地域包括支援センター	
	介護予防支援事業	地域支援事業	介護予防支援事業	地域支援事業	介護予防支援事業	地域支援事業
受託料	0	32,160	0	26,435	0	27,425
		32,160		26,435		27,425
地域包括支援センター業務受託料		32,160		26,435		27,425
ケアプラン作成料	6,268	2,727	3,926	2,302	4,024	3,181
	6,268	2,727	3,926	2,302	4,024	3,181
介護予防ケアプラン作成料	0	7,120	2,000	61	0	3,800
		7,120		61		3,800
その他		0		61		0
		0		61		0
職員駐車場使用料		7,120	2,000	2,000		3,800
		7,120	2,000	2,000		3,800
前年度繰越金						
合計	6,268	42,007	5,926	28,798	4,024	34,406
	6,268	42,007	5,926	28,798	4,024	34,406

【支出】

	富津地区 地域包括支援センター		大佐和地区 地域包括支援センター		天羽地区 地域包括支援センター	
	介護予防支援事業	地域支援事業	介護予防支援事業	地域支援事業	介護予防支援事業	地域支援事業
人件費	3,769	27,640	3,949	20,408	2,270	22,731
	3,769	27,640	3,949	20,408	2,270	22,731
介護予防支援事業費		3,769		3,019		1,824
介護予防・生活支援サービス事業費		2,513		3,093		6,075
一般介護予防事業費		4,711		13,840		14,412
包括的支援事業費		19,788		456		420
任意事業費		628		844		583
		4,721		7,557		8,800
物件費	1,163	4,721	844	7,557	583	8,800
	1,163	4,721	844	7,557	583	8,800
介護予防支援事業費		1,163		844		583
介護予防・生活支援サービス事業費		658		1,108		838
一般介護予防事業費		1,146		1,592		2,484
包括的支援事業費		2,895		4,652		5,301
任意事業費		22		205		177
		180		833		1,097
委託料	1,336	180	1,133	833	1,171	1,097
	1,336	180	1,133	833	1,171	1,097
ケアプラン作成委託料	0	9,466	0	0	0	1,778
		9,466		0		1,778
その他		3,000		0		0
		3,000		0		0
法人本部返還金		6,466		0		0
		6,466		0		0
予備費		0		0		0
		0		0		0
次年度繰越金		42,007	5,926	28,798	4,024	34,406
		42,007	5,926	28,798	4,024	34,406
合計	6,268	42,007	48,275	34,724	34,724	38,430
	6,268	42,007	48,275	34,724	34,724	38,430
収入－支出	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

## 令和7年度富津地区地域包括支援センター収支予算書

富津市長 高橋 恭市 様

令和7年度 介護予防支援事業  
(収入)

(単位：千円)

科目	予算額	説明
介護予防支援事業収入	6,268	(要支援1・2) 初回7,575円×27件 継続4,512円×1,344件
計	6,268	

## (支出)

(単位：千円)

科目	予算額	説明
介護予防支援事業費	4,932	人件費 3,769 物件費 1,163 ケアプラン作成委託料
	1,336	初回6,817円×3件 継続4,060円×324件
計	6,268	

## 令和7年度 地域支援事業

## (収入)

(単位：千円)

科目	予算額	説明
委託料収入	32,160	富津市富津地区地域包括支援センター運営業務委託料
その他(地域支援事業収入)	2,727	(総合事業分) 初回7,575円×17件 継続4,512円×576件
繰越金	7,120	
計	42,007	

## (支出)

(単位：千円)

科目	予算額	説明
地域支援事業費		
介護予防・生活支援サービス事業費	3,171	人件費 2,513 物件費 658
	180	(事業内訳) 介護予防ケアマネジメント事業 初回6,817円×5件 継続4,060円×36件
地域支援事業費		
一般介護予防事業費	5,857	人件費 4,711 物件費 1,146
		(事業内訳) 介護予防把握事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業費	22,683	人件費 19,788 物件費 2,895
		(事業内訳) 総合相談支援事業 介護予防ケアマネジメント事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域ケア個別会議の開催 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業
任意事業費	650	人件費 628 物件費 22
		(事業内訳) 認知症サポーター等養成事業
法人本部返還金	3,000	
予備費	6,466	
計	42,007	

## 富津地区地域包括支援センター事業計画書

大項目	中項目	小項目	R7年度の計画
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	富津市いきいき百歳体操や住民主体による富津市助け合いサービス事業の参加団体や民生委員、生活支援コーディネーターなど関係機関と連携し、地域で孤立、閉じこもり、運動機能の低下等の何らかの支援を必要としている対象者について確認。基本チェックリストなどを用い、状況把握していく。見守りや声掛けを続け、介護予防活動や地域とのつながりを構築できるようにする。
		地域介護予防活動支援事業	富津市が推進する「富津市いきいき百歳体操」に関して、未実施の地区に向けて普及・啓発を行い、誰もが身近にある通いやすい団体の立ち上げを目指す。また、活動している団体について実施状況の確認や介護予防の最新情報などのアドバイスを実施し、介護予防に対する意欲や行動が継続できるよう後方支援を行う。 その他、生活支援コーディネーター等とも連携を図り、住民が自主的な地域活動に積極的に取り組めるよう相談や団体の立ち上げを支援していく。
総合相談支援業務		在宅介護等に関する総合相談	地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として認識されるよう、地域・住民への広報活動、市や医療機関などの連携を密に行う。加えて高齢者の活動等が少ない地区を対象に地域カフェを実施。高齢者を始めとする地域住民の集いの場づくり、地域や介護の状況把握、課題抽出などに繋げられるよう目指していく。相談には各専門職が多角的な視点を持ち、チームとして対応に当たり適切な情報及びサービスの提供を行う。必要に応じて関係機関と連携し、重層的な支援を行う。地域の状況把握や課題抽出にも努めていく。これに伴い、地域包括支援センター職員の技能向上のため内部及び外部研修を実施する。
		要援護高齢者等の実態把握業務	民生委員、生活支援コーディネーター、地域住民等の情報などから、速やかに対象者とコンタクトをとり、基本チェックリストやアセスメントを行い要援護高齢者等の実態把握を行う。 地域と繋がりを保てること、必要に応じて地域の支援や介護保険、その他のサービスを活用し、生活が継続できるよう支援していく。
		成年後見制度の利用促進	日常生活自立支援制度や成年後見制度が必要な高齢者及びその親族に対して、制度の説明及び利用に関する情報提供を行い、利用に向けた支援を行う。富津市社会福祉協議会や市と連携し、成年後見制度の利用促進を図る。また、地域連携ネットワークにおける専門機関の一つとして、成年後見制度の利用及び本人と後見人等のバックアップを行う。 また、富津市が作成しているマイライフノートについての広報や講話などを実施。個人の要望、希望について意思が表明でき、その人らしさが保たれるよう支援していく。

権利擁護業務	老人福祉施設等への措置の支援	虐待等により、早急に老人福祉施設等への入所対応の必要性が生じた場合において、市担当課に状況報告し、状況の確認、措置入所の実施を求めていく。
	高齢者虐待への対応	高齢者虐待について、市の担当課と共に虐待対応の中心機関として、連携及び協働しながら訪問等により事実確認や必要な情報収集及び高齢者の安全確保と養護者支援を行い、虐待解消に取り組む。また、状況によっては警察・保健所等とも連携して対応を図る。3地区包括支援センター、富津警察署と協働している見守りウォーキング・わんわんパトロールについて地域住民への周知、協力依頼し、異変の早期発見、早期対応に努めていく。
	消費者被害の対応	3地区包括支援センター、富津警察署と協働している見守りウォーキング・わんわんパトロールについて地域住民への周知、協力依頼し異変の早期発見、早期対応に努めていく。 消費者被害を確認した際には、把握した情報を市の商工観光課、消費者ホットライン、千葉県消費者センター、富津警察署などの関係機関と共有し、適切な対応体制を構築する。また、地区内の地域住民や事業所等に被害状況に関する情報を発信し、被害を未然に防いでいく。
包括的支援事業	包括的・継続的なケア体制の構築	高齢者やその家族を取り巻く課題やニーズは多種多様となっており、包括的・継続的マネジメント支援ができるようインフォーマル・フォーマルを含めた関係機関と顔の見える関係を強化し、住民や介護サービス事業者など地域全体を対象とした連携・協働を行う。各団体の各種研修会や住民主体のグループ等に訪問し、情報交換や協力体制を整えていく。
	地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援	富津市ケアマネジャー協議会にオブザーバーとして参加。年2回市内、圏域内利用者を担当する介護支援専門員に向けて交流会を開催する。 個々のケースの課題や圏域内の課題の抽出、情報共有、介護支援専門員同士や関係機関、住民等とのネットワークを構築するなど包括的・継続的にマネジメント支援ができるよう企画する。
	介護支援専門員等の実践力向上の支援	介護支援専門員からの個別相談に対し、内容を整理・分類しながら困難を引き起こしている原因や解決方法を検討できるように主任介護支援専門員が中心となり、他専門職も専門的見地から多職種協働によるケアマネジメントを実施するために必要な視点や能力を高められるよう後方支援を行う。 また、圏域内で事例検討会や3包括合同で研修会を開催し、ケアマネジメント実践力向上に向けて支援する。
	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	富津市ケアマネジャー協議会のオブザーバーとして参加し、職能団体として地域への広報活動、課題の抽出や提言、介護支援専門員の相談サポート、技術力向上の支援、災害活動支援などの検討、調整をしていく。

<p>地域ケア個別会議の開催</p>	<p>居宅介護支援事業所や地域包括支援センターで担当している対応困難事例や多職種協働が必要と考えられる事例について関係機関や協力者を招集し個別ケア会議を実施。個別課題の解決のみならず、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策に発展させていく。 また、自立支援型ケア会議「自立支援のための地域ケア会議」にケアプランの事例提供及び助言者として参加し、多職種の専門的助言も踏まえて、自立支援に向けた高齢者のADLやQOLの向上を目指す。</p>
<p>在宅医療・介護連携推進事業</p>	<p>富津市在宅医療・介護連携推進会議にて医療機関や事業所との連携、協力体制の構築を図る。また、君津木更津医師会が設置する「在宅医療・介護連携相談窓口」の相談窓口として、医療に繋がりにくい対象者をサポート医に相談し、協働していく。さらに多職種連携情報共有システムを活用することで、介護医療連携の速さや質が高められ、在宅生活が継続できるよう支援していく。</p>
<p>生活支援体制整備事業</p>	<p>これまでの活動から把握している社会資源の情報を整理するとともに、今後地域へ必要な情報を集約し、生活支援コーディネーターと情報共有を行い、地域に発信していく。また、地域ケア会議等で抽出されたニーズや地域課題を整理し、社会資源発掘及び創出も含めて、地域内でのネットワーク体制や日常生活の支援体制を構築していく。</p>
<p>認知症総合支援事業</p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう関係機関等と連携し実施して行く。(認知症初期集中支援チームとの連携、認知症ケアパス、認知症高齢者ささえあいシールの普及、認知症カフェの立ち上げ・運営支援、認知症当事者や家族の支援、交流会の実施、認知症サポーター養成講座の開催、チームオレンジへの参画、認知症メモリーウォーク等の認知症施策の周知活動)</p>
<p>任意事業</p> <p>認知症サポーター等養成事業</p>	<p>認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育、介護職への興味、関心を育む観点から、小学生・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、キッズサポーターを養成していく。また、継続して地域住民や新たに民間企業へ認知症を正しく理解していただけるように養成講座を開催しサポーターの増員、毎年学校での認知症サポーター養成講座の開催を目標とする。修了者をチームオレンジとして認知症メモリーウォーク千葉へ参加協力や地域の認知症支援に繋げられるよう連携を図り取り組む。</p>
<p>多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p>	<p>ネットワークを構築するために各種団体の研修や会議等への参加や包括主催の交流会などを設け、顔の見える関係性を構築していくとともに地域の実情を共有し、課題抽出や課題解決に導くプロセスを構築していく。</p>

年間予定表 (富津地区地域包括支援センター)

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	随時												
		地域介護予防活動支援事業	随時												
	総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談	随時												
		要援護高齢者等の実態把握業務	随時												
	権利擁護業務	成年後見制度の活用促進	随時												
		老人福祉施設等への措置の支援	随時												
		高齢者虐待への対応	随時												
		消費者被害の対応	随時												
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的ケア体制の構築	包括的・継続的なケア	随時											
			地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援	随時											
地域介護支援専門員に対する後方支援		地域介護支援専門員	随時												
		居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	随時												

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		地域ケア個別会議の開催	随時											
		在宅医療・介護連携推進事業	随時											
		生活支援体制整備事業	随時											
		認知症総合支援事業	随時											
任意事業		認知症サポーター等養成事業	随時											
		多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	随時											
		その他の業務	随時											

## 令和7年度富津市大佐和地区地域包括支援センター収支予算書

富津市長 高橋 恭市 様

## 令和7年度 介護予防支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業収入	3,926	(要支援1・2) 初回 7,575円 × 18件 継続 4,512円 × 840件
その他	2,000	前年度繰越金
計	5,926	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業費	4,793	人件費 3,949 物件費 844
	1,133	ケアプラン作成委託料 初回6,817円×3件+継続4,060円×274件
計	5,926	

## 令和7年度 地域支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
委託料収入	26,435	富津市大佐和地区地域包括支援センター運営業務委託料
その他(地域支援事業収入)	2,302	(総合事業分) 初回 7,575円 × 18件 継続 4,512円 × 480件
その他	61	職員駐車場利用負担金
計	28,798	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
地域支援事業費		
介護予防・生活支援サービス事業費	4,127	人件費 3,019 物件費 1,108 (事業内訳) 介護予防ケアマネジメント事業 初回6,817円×3件+継続4,060円×200件
一般介護予防事業費	4,685	人件費 3,093 物件費 1,592 (事業内訳) 介護予防把握事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業費	18,492	人件費 13,840 物件費 4,652 (事業内訳) 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域ケア会議の開催 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業
任意事業費	661	人件費 456 物件費 205 (事業内訳) 認知症サポーター等養成事業
計	28,798	

(様式6-1)

富津市大佐和地区地域包括支援センター事業計画書

大項目	中項目	小項目	令和7年度の計画
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	住民主体で介護予防活動を実施している団体等と連携して、地域で閉じこもりや運動機能の低下等により何らかの支援を必要としている要支援者を早期把握し、地域住民主体の介護予防活動につなげる。
		地域介護予防活動支援事業	健康寿命を延ばすために富津市が推進する「富津市いきいき百歳体操」の普及・啓発を行い、自主的に活動する住民主体の団体の立上げ（活動団体の増を目標）や育成を行い、安心できる通いの場となるよう継続的に後方支援を行う。
	総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談	相談に対して3職種（看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士）のチームアプローチで対応し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら課題解決に向けて取組む。また、富津市担当課と3地区の地域包括支援センターでの定例会議において、事例の報告や検討を行い、課題の共有化を図るとともに圏域内の課題分析を行い、施策等に反映していく。多種多様な総合相談に対応していくためにも職員の能力向上の内部研修を実施していく。
		要援護高齢者等の実態把握業務	富津市担当課や関係機関等からの要援護高齢者等の情報や訪問時等に基本チェックリストを活用して要援護高齢者の実態把握に努める。また、必要に応じて介護保険認定申請等を代行したり、関係機関や福祉制度等の情報を紹介する。
	権利擁護業務	成年後見制度の活用促進	成年後見制度を必要とする高齢者や家族に対して制度の説明等を行うとともに、富津市社会福祉協議会が運営する「ふつつ成年後見支援センター」等と連携しながら活用の促進を図る。また、制度利用後も後見人等と連携し、本人が住み慣れた環境で生活できるように介護保険制度等の利用のバックアップを行っていく。
		老人福祉施設等への措置の支援	虐待等で生命の危険等が生じるおそれがあり、老人福祉施設等への措置をさせる必要があると判断した場合は、富津市担当課に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。
		高齢者虐待への対応	富津市担当課と虐待対応の中心機関として、虐待の事実確認や情報収集、虐待となる原因を考察しながら高齢者の安全確保を行う。また、原因等を踏まえて介護保険サービス等の利用や養護者の支援を行い、虐待の解消に取り組む。状況によって警察等と連携して対応を図る。
	消費者被害の対応	消費者被害が発生した際には、状況を確認しながら関係機関と連携して対応する。また、関係機関と研修会を開催し、ネットワークの構築を図るとともに、地域包括支援センターに寄せられる情報を富津市担当課や警察署、介護支援専門員等と共有を図り、福祉関係者等で一丸となり高齢者に対して注意喚起を行い、消費者被害を未然に防いでいく。	
包括的	包括的	包括的・継続的なケア体制の構築	富津市担当課や圏域内の介護支援専門員等と協議を行い、包括的・継続的なケア体制の構築に必要な研修や事例検討会等をリモート等の手段も活用し開催する。また、インフォーマル・フォーマルな関係者と研修会等を開催し、顔の見える関係を強化しながら地域の包括的・継続的なケア体制の構築を行う。

支援事業	継続的ケアマネジメント支援業務	<p>地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援</p> <p>介護支援専門員等の実践力向上支援</p> <p>居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携</p>	<p>富津市ケアマネジャー協議会や圏域内の介護支援専門員と協働して研修会等を開催して、ケアマネジメントに必要な情報の共有化を図り、介護支援専門員同士のネットワークの構築を行う。また、介護支援専門員のニーズに基づいて関係機関等の関係者と意見交換の場を設定することでネットワークの構築を支援する。</p> <p>介護支援専門員からの相談事例の内容を整理・分類しながら、一緒に困難を引き起こしている原因や解決方法を検討できるように3職種が専門的見地から助言やサポートを行う。また、相談事例等から把握した課題等を踏まえて、介護支援専門員のケアマネジメント能力を高めるための研修等を実施する。</p> <p>圏域内の主任介護支援専門員と、介護支援専門員のケアマネジメントに必要とされる勉強会等を検討し開催する。また、困難事例等について、主任介護支援専門員と事例検討会等を開催し、介護支援専門員のケアマネジメントの資質向上を行う。</p>
	地域ケア個別会議の開催	地域ケア会議の機能である①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成を踏まえて関係者と開催し、安心して生活できる環境づくりを検討していく。また、「自立支援のための地域ケア会議」へケアプランの事例提供及び助言者として参加し、多職種の専門的助言も踏まえて、自立支援に向けた高齢者の生活の質の向上を推進する。	
	在宅医療・介護連携推進事業	富津市在宅医療・介護連携推進会議にて現状把握や課題の抽出、対応策を検討するとともに、対象者に対して介護保険サービス等のコーディネートを行う。また、介護支援専門員等からかかりつけ医がいない方等での困難事例を君津木更津医師会が設置する「在宅医療・介護連携相談窓口」に相談する。在宅医療と介護の連携を図りながら多職種連携情報共有システムを利用し、地域包括ケアシステムの構築に努め地域で可能な限り自分らしい生活ができるよう支援方法を検討していく。	
任意事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと連携して社会資源の確認や整理をするとともに、地域ケア推進会議等にて社会資源の発掘や創出も含めて日常生活の支援体制を整備していく。	
	認知症総合支援事業	富津市担当課や関係機関と協働して、認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援体制づくりを推進する。そのために認知症初期集中支援チームとの連携やメモリーウオーク等で認知症に対する理解を深めるための啓発に努める。	
	認知症サポーター等養成事業	地域団体や圏域の小・中学生等に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進をする。また、市と連携して認知症サポーターフォローアップ講座を実施し、修了者を地域の認知症支援に繋げられるように取り組んでいく。	
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築		ネットワークを構築するために圏域内の人口や、高齢化率等のデータ及び相談内容を分析して地域の全体像を把握し、地域ケア会議等を活用して関係者と地域課題や地域の実情を共有しながら、より良い課題解決につながるよう多職種とのネットワークの構築に努める。	

年間予定表 (富津市大佐和地区地域包括支援センター)

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業						事業実施呼びかけ及び随時実施						
		地域介護予防防活動支援事業						PR期間・随時事業実施						
包括的支援事業	総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談						随時実施						
		要介護高齢者等の実態把握業務						随時実施						
		成年後見制度の活用促進						随時実施						
		老人福祉施設等への措置の支援						ケースに応じて随時実施						
		高齢者虐待への対応						ケースに応じて随時実施						
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	消費者被害の対応						随時実施						
		包括的・継続的なケア体制の構築						随時実施						
		地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援		準備・調整期間・主任介護支援専門員との打ち合わせ					定期的に開催					
		地域の介護支援専門員に対する後方支援							ケースに応じて随時実施					
		居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携		準備・調整期間・主任介護支援専門員との打ち合わせ					ケースに応じて随時実施及び定期的な検討会					

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		地域ケア個別会議の開催					ケースに応じて随時実施							
		在宅医療・介護連携推進事業					随時							
		生活支援体制整備事業					生活支援コーディネーターと地域ケア会議等を実施							
任意事業		認知症総合支援事業					PR期間・事業定期開催							
		認知症サポーター等養成事業					PR期間・随時実施							
		多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築					準備・多職種との調整及び実施							
		その他の業務					随時、会議・研修等案内等により出席							

## 令和7年度天羽地区地域包括支援センター収支予算書

富津市長 高橋 恭市 様

## 令和7年度 介護予防支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業収入	4,024	(要支援1・2) 初回 7,575 円 × 25 件 継続 4,512 円 × 850 件
計	4,024	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
介護予防支援事業費	2,853	人件費 2,270 物件費 583
業務委託費支出	1,171	介護予防支援事業委託費 初回 6,817 円 × 5 件 継続 4,060 円 × 280 件
計	4,024	

## 令和7年度 地域支援事業

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
委託料収入	27,425	富津市天羽地区地域包括支援センター運営業務委託料
その他(地域支援事業収入)	3,181	(総合事業分) 初回 7,575 円 × 15 件 継続 4,512 円 × 680 件
前年度繰越金	3,800	
計	34,406	

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算額	説明
地域支援事業費	3,759	人件費 1,824 物件費 838 (事業内訳) 介護予防ケアマネジメント事業 ケアプラン作成委託料 初回 6,817 円 × 6 件 継続 4,060 円 × 260 件
一般介護予防事業費	8,559	人件費 6,075 物件費 2,484 (事業内訳) 介護予防把握事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業費	19,713	人件費 14,412 物件費 5,301 (事業内訳) 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域ケア会議の開催 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業
任意事業費	597	人件費 420 物件費 177 (事業内訳) 認知症サポーター等養成事業
次年度繰越金	1,778	
計	34,406	

(様式 6-1)

天羽地区地域包括支援センター事業計画書

大項目	中項目	令和7年度の計画
介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	<b>介護予防把握事業</b> 地域の会合に積極的に参加することや、富津市いきいき百歳体操、各地で開催されているお元気クラブ参加者に注視し、身近で密着したネットワークからの実態把握を行う。従前どおり医療機関や福祉関連事業所、民生委員と連携を取り支援を必要とする対象者の早期把握、対応を目指す。基本チェックリストの活用により対象者の状況把握と福祉有償運送の利用を促進することで地域課題である通院買い物弱者の救済に努める。また、地域や商店などを適宜巡回し実状を肌で感じることで地域課題の抽出や支援体制構築の材料としていく。区長、民生委員、認知症サポーター養成講座を受講した住民、学生と情報共有し支援が必要な対象者に早期に携われるようにする。
		<b>地域介護予防活動支援事業</b> 富津市が促進する「富津市いきいき百歳体操」の実施促進に努め地域での生活が継続できるよう支援する。筋力を維持することが地域での生活を継続する上で重要であることや外出する機会を確保することで認知症を予防する効果があることなどの一般化を目指す。「もっと元気に！もっと百歳体操！」のキャッチフレーズで参加者の増加を目指す。 また、出前講座等にて、介護予防の重要性の普及啓発と実践に努める。不活発な生活を予防することも目的のひとつとし、買い物ができる環境作りに向け、関係機関と協働し「買い物リハビリ」の構築を目指す。 富津市が作成したエンディングノートを積極活用し、認知症になってもご高齢者の要望が把握できる体制の構築や早期から老齢期の生活に対しての認識が出来る様支援して行く。エンディングノートの活用について、まずはケアマネジャーに周知してもらい、積極活用がなされるよう研修等の開催を検討する。 『天羽地区で今何が起きているのか』とのテーマで圏域各地域に地域課題の共有がなされるよう活動していく。
包括的支援事業	総合相談支援業務	<b>在宅介護等に関する総合相談</b> 高齢者の相談窓口として天羽地区地域包括支援センターの存在が地域に一般化され、必要時にすぐに相談が出来る体制が構築出来るよう体制を整える。そのため回覧版や各種メディアを活用して地域に存在を周知し、地域の全世代に必要とされることを目標に活動していく。 また、認知症高齢者、独居高齢者等相談があったケースについては『まず自分の目で確認！継続して確認！』を基本に対応する。支援について、特に認知症高齢者、独居高齢者及びその複合対象者に関して、地域住民との連携のほか、介護保険、介護保険外を問わず適切な福祉サービスを導入することで心身状態を良好に維持し定期的かつ確実な見守りの目が入る体制の構築を基本とする。迅速な対応を行うため、初期相談受付の段階から課題の絞込みを図り関連

		事業所へ伝達を行い、早期の課題解決を目指す。『今日困っている人が明日から助かるように！』をモットーとし、他人事ではなく我が事として支援にあたる。
包括的支援事業	総合相談支援業務	<p><b>要援護高齢者等の実態把握業務</b></p> <p>民生委員や医療機関、福祉事業所等からの情報を契機に訪問等により情報収集し、対応すると共に、担当圏域内の課題分析を行う。</p> <p>また、行政や地区社協等と連携し、要援護高齢者等の情報を収集した上で、台帳を作成して整理する。地域の商店なども適宜巡回し、実状を肌で感じる事で支援体制構築の材料とする。基本チェックリストを活用し、状況把握に努めるとともに、総合事業や各種サービスへ早期につなげることで重度化を防止する。</p>
	権利擁護業務	<p><b>成年後見制度の活用促進</b></p> <p>各種会議や介護教室等を通じ、成年後見制度とはどのようなものなのかを一般化していく。日常生活支援制度などの情報提供も織り交ぜながら適切な助言を行い、相談内容に応じて適切な専門機関につなげていく。</p> <p>また、市町村申し立てが必要なケースに関しては速やかに行政に相談し、制度が有効に活用されるよう活動する。</p> <p>制度導入後もモニタリングや後見人等と連携を取り、適切な支援が受けられるようバックアップの検討を行う。身寄りの薄い高齢者の入院やご逝去後の対応について関係機関と連携して体制を整える。</p>
	権利擁護業務	<p><b>老人福祉施設等への措置の支援</b></p> <p>セーフティーネットの観点から虐待等により、高齢者を老人福祉施設へ措置入所させる必要性が生じた場合には、市の担当部局に措置の実施を求める。</p> <p>当該事案発生時にスムーズな対応ができるように、市の担当部局及び事業所とは日頃からこまめに連絡を取り合い、空床情報などについて把握する。</p>
	権利擁護業務	<p><b>高齢者虐待への対応</b></p> <p>虐待についての認識を各種講座等開催時、地域に伝達し周知、一般化することで早期の段階で異常に気付ける体制を構築する。</p> <p>家族関係等についても地域で注視できるよう体制を整え、虐待となる前に福祉サービス等につなげるなど家族関係の調整を行う。虐待が発生した際は行政、警察署と連携を取り、早期に生命の安全が確保出来る様対応する。</p> <p>分離が必要となった際に退避できる事業所が不足しているため、情報の共有と資源についての把握に努める。富津警察署、生活支援コーディネーターと共同企画した【ウォーキング見守りわんわんパトロール】について住民にお伝えし、高齢者虐待の早期発見につながるよう活動する。</p>

<p>包括的支援事業</p>	<p><b>権利擁護業務</b></p> <p><b>消費者被害の対応</b></p> <p>消費者、詐欺被害は日常的に存在する脅威であることを地域に発信し被害を防止する。富津警察署との「高齢者の犯罪被害防止に関する協定」に基づき警察機関、行政との連携を強化し、犯罪被害防止に尽力する。消費、詐欺被害情報を「天羽地区の高齢者を守るネットワーク」に賛同する、医療機関、福祉事業所、郵便局、一般企業に発信し高齢者の元に情報を確実に届け、被害を防止することに努める。利用可能なメディアを積極的に活用し詐欺被害等に関しての地域のあらゆる世代への周知を進める。また、富津警察署と連携し、地域住民やケアマネジャーを中心に詐欺被害防止の講習会を開催するなど消費、詐欺被害を防止する体制を継続的に維持し、最終的にはご高齢者自身が詐欺被害撲滅の主役となるよう体制を作っていく。</p> <p>百歳体操参加者向けに警察署による詐欺被害防止の講習が受けられるようコーディネートするとともに不審な電話や、ハガキが届いた際は富津警察署や地域包括支援センター連絡する体制を強化する。特殊詐欺の情報を関係機関と共有し犯罪被害防止のため、活動する。</p>
<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>	<p><b>包括的・継続的なケア体制の構築</b></p> <p>個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを実現するため、医療機関や民生委員を始めとする関係機関への訪問等を行い、地域の関係機関との連携・協働体制の構築を図る。市と協議の上、地域包括支援センターが開催する研修会や事例検討会を開催する。</p> <p><b>地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援</b></p> <p>ケアマネ交流会や事例検討会議等を通じ、ケアマネジャーと関係機関が良好な関係の中で協働し、高齢者に円滑にサービス提供や支援の体制が取れるよう支援していく。介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設ける。</p> <p><b>地域の介護支援専門員に対する後方支援</b></p> <p>地域での困難ケースに対して圏域の主任ケアマネジャーとも協働して対応し、ケアマネジャーの負担軽減を図るとともに、高齢者が地域で生活する上での支障が早期解消できる様関係機関との調整を図る。ケアマネジャーのニーズに基づいて多様な関係者、機関との意見交換の場を設ける。</p>
<p>ケアマネジメント支援業務</p>	<p><b>居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携</b></p> <p>圏域内の主任介護支援専門員と協働し、地域全体のケアマネジメント向上を図るために有効な交流会等について検討、立案し開催する。</p> <p>また包括支援センターが個別に支援を行い、終結に至ったケースについてもその介護支援専門員が所属する事業所の主任介護支援専門員が継続的にサポートできる体制を整備するなど身近な相談体制を整え、継続的ケアマネジメントに繋げる。社会資源やネットワーク、地域の課題等に関する情報を共有し、包括的ケアマネジメントに活用する。地域個別ケア会議を圏域の主任介護支援専門員と協同して行い地域のケアマネジメントの向上を図る。富津市ケアマネジャー協議会主任ケアマネ部会と共同し事例検討会を開催する。</p>

<p>包 括 的 支 援 事 業</p>	<p><b>地域ケア個別会議の開催</b></p> <p>個々のケアマネから相談を受けた困難事例や、多職種協働が必要な事例に対して、圏域の主任ケアマネジャーと協同して地域ケア個別会議を積極的に開催し、地域のケアマネジメントの向上を図る。また地域ケア個別会議を通じ、抽出された地域の課題等を地域ケア推進会議にて検討する。</p> <p>当地区においては認知症対象者が増加傾向にあるため、「認知症の方が地域で安心して住める街づくりについて」の講習会をパッケージ化して天羽地区各地で開催し、認知症サポーター養成にもつなげていくとともに、より認知症への理解を深めていく。自立支援のための地域ケア会議に助言者として出席する。</p>
	<p><b>在宅医療・介護連携推進事業</b></p> <p>圏域内にある5カ所の医療機関と日々連携を取ることや、医療機関への訪問等を行うことにより、天羽地区地域包括支援センターと医療機関との連携をより強化していく。</p> <p>地域ケア会議や交流会等への参加を要請し、医療と介護がスムーズにリラックスして連携できる体制を構築する。富津市在宅医療・介護連携推進会議への出席、在宅医療・介護関係の会議の開催。在宅医療・介護連携相談窓口として対応し、地域の医療に関する相談が機関へ届くよう支援する。</p>
	<p><b>生活支援体制整備事業</b></p> <p>生活支援コーディネーターと連携し、地区社協等に働きかけて地域の現状の聞き取りと高齢者が必要としている正確なニーズの把握を行い、日常生活上の支援体制の整備を図る上で地域ケア推進会議を開催する。不活発な生活を予防し、住みなれた地域での生活が継続できるよう、買い物ができる環境作りの構築に向け、関係機関と協働、検討し「高齢者が自ら買い物の出来る環境作り」を目指し、地区社協と情報交換の機会を持つ。</p> <p>「公共交通に関する課題」「認知症・徘徊等に関する課題」に関してはパッケージ化し各地で開催することにより認知症サポーター養成につなげて行く。</p> <p>災害時の独居、高齢者世帯等への合理的かつ迅速な支援活動を可能とするため行政に提案している『地域包括支援センター災害時対応基地』構想について具体化するため協議していく。</p> <p>令和3年4月より福祉有償運送に関して介護保険未申請でも基本チェックリストでの把握で利用が可能となるため、広く住民に情報を提供し、基本チェックリスト記入の対応を行う。</p> <p>見守りウォーキング・わんわんパトロールの地域への周知と定着化のための活動を行う。</p> <p>岩坂地区で発足した住民主体型の総合事業の団体である「岩坂お助けクラブ」のような団体が各地で発足するよう情報提供や発足に際しての支援や広報活動に協力する。</p>

<p>包括的支援事業</p>	<p><b>認知症総合支援事業</b></p> <p>地域の医療機関、認知症初期集中支援チームをはじめとする関係機関と積極的に連携を取り、認知症状が疑われる対象者に対して早期に関わることができる体制を強化していく。</p> <p>富津警察署や既存の『天羽の高齢者を守るネットワーク』との連携で徘徊時に早期発見が出来る体制の構築について検討していく。認知症ケアパス、ささえあいシールの普及に努める。市と連携し認知症講演会の実施や、徘徊模擬訓練実施に向け準備検討する。多職種症例勉強会の介護事業所への参加を周知する。認知症カフェの立ち上げや活動に対する支援を行うことで認知症対象者と家族の支援を図る。</p>
<p>任意事業</p>	<p><b>認知症サポーター等養成事業</b></p> <p>『オレンジリングでつなぐ天羽の輪』をキャッチフレーズに圏域の小学生、中学生、高校生、地域住民に認知症サポーター養成講座を積極的に受講してもらい地域での見守りの目として共に活動できる体制を構築する。コロナ禍で中止となっている小中高校での講座の再開を行政と協働して働きかけていくことで若年層から認知症についての理解を深める機会を確保していきたい。高齢者問題を高齢者とその家族の問題とせず、広く地域の課題として住民が捉えられる地域とすることを目的とする。認知症の症状やオレンジリングの存在について地域での認知度が上がるよう周知に努める。</p> <p>オレンジリングの講座終了後の配布については有料化となり1個110円となったが天羽包括にて購入し、受講者に配布することで「オレンジリングでつなぐ天羽の輪」をアピールし地域の結束力を高める。</p> <p>地域の医療機関、区長、民生委員、ふれあい推進員と共同し認知症対象者の早期発見早期対応を目指す。認知症初期集中チームを活用し、困難事例などを解決していく。富津警察署、地域住民、地域の事業所との連携を深め、徘徊が発生した際に早期発見が出来る体制の構築を目指す。</p> <p>認知症対象者の徘徊等への対応について地域ケア会議等を通じて富津警察署や地域住民、関係機関と共に検討していく。</p> <p>一般企業、福祉事業所に向けても積極的に講座を開催し、地域を挙げて共通の価値観で認知症対策に取り組める土壌を構築する。</p> <p>富津警察署、生活支援コーディネーターと共同企画した【見守りウォーキング・わんわんパトロール】について住民にお伝えし、認知症の早期発見早期対応や徘徊等に対応できるよう活動する。</p>
<p><b>多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</b></p> <p>ケアマネ・介護保険事業所・医療関係者・民生委員等とのスムーズな連携をはかるため、地域ケア会議や交流会を定期的、積極的に開催し、関係者間で適切な情報共有・迅速な対応を行えるようにしていく。</p> <p>また、ネットワークを活用し、災害時の合理的かつ迅速な対応が叶うよう体制作りを行う。君津木更津医師会によるICTバイタルリンクを活用し、広く情報を収集するとともに関係機関との連携を強める。</p>	

年間予定表 (天羽地区地域包括支援センター)

大項目	中項目	小項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業	介護予防把握事業	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
		地域介護予防活動支援事業	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	総合相談支援業務	在宅介護等に関する総合相談	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		要援護高齢者等の実態把握業務	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		成年後見制度の活用促進	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	権利擁護業務	老人福祉施設等への措置の支援	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		高齢者虐待への対応	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		消費者被害の対応	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		包括的・継続的なケア体制の構築	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	包括的・継続的メンタル支援業務	地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
地域の介護支援専門員に対する後方支援		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
地域ケア個別会議の開催		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
包括的支援事業	在宅医療・介護連携推進事業	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	生活支援体制整備事業	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	認知症総合支援事業	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	認知症サポーター等養成事業	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
事業意	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
その他の業務			↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	

# 報告第2号 第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託の実施について

## 第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領（案）

### 1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

本業務は、現計画「第9期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」が令和9年3月末をもって終了するため、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく、「第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」（計画期間：令和9年度～令和11年度）を策定するためのアンケート調査（アンケートの項目の設定、調査・回収、データ入力、集計、分析、推計を行い、それらを取りまとめた報告書の作成）及び計画策定（国・千葉県・富津市の各種施策動向、富津市の概要及び整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等の分析、富津市が提供するデータの整理分析、課題の抽出、課題に対応した施策の企画・立案、人口・サービス量の推移、介護保険料・サービス給付費の設定）の支援業務委託を行うものである。

### 3 概要

- (1) 件名 第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託
- (2) 場所 富津市下飯野2443番地（富津市役所介護福祉課）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 業務概要 別紙「第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託仕様書」のとおり  
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、国の方針等示される中で、協議の上変更する可能性がある。
- (5) 提案上限額 12,838,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
（令和7年度 6,271,000円 令和8年度 6,567,000円）  
※上限額を超える提案は失格とする。

### 4 参加資格

#### (1) 基本事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること。

（※登録されていない場合は6(2)ア参照）

イ 富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本案件の公告日から契約締結までの間、受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は手形、小切手を不渡りした者で6ヶ月を経過しない者

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

（ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## （2）個別事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

ア 本事業を遂行するために必要とされる業務経験や資格を有した者を専従させることができる者であること。

イ 過去に介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務を請け負った実績があること。

ウ 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

## 5 実施スケジュール

	内容	日程
参加表明	申請書様式等の配布期間	令和7年6月 2日(月)～令和7年6月13日(金)
	参加表明書受付期限	令和7年6月18日(水)
	選定・非選定通知書の送付	令和7年6月25日(水)
技術提案	質問書の受付期間	令和7年6月27日(金)～令和7年7月 4日(金)
	質問書の回答	令和7年7月 9日(水)
	技術提案書の受付期間	令和7年7月18日(金)
	プレゼンテーション及び提案採用者決定	令和7年7月25日(金)

## 6 提案方法等

### (1) 申請書様式等の配布

#### ア 配布期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月13日(金)まで(土、日曜及び祝日は除く。)

#### イ 配布時間

午前9時から午後5時まで

#### ウ 配布場所

富津市役所介護福祉課(富津市下飯野2443番地)

申請書様式は、富津市ホームページからも入手可能

### (2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送(提出期限日必着)により提出すること。

#### ア 参加表明書兼参加資格確認申請書(別記第3号様式)

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

番号	提出書類名	提出上の注意
①	履歴事項全部証明書(原本)	法務局発行
②	印鑑証明書(原本)	法務局発行
③	使用印鑑届兼委任状(別記第1号様式)	
④	財務諸表	直近2年分の決算書
⑤	営業所等一覧(別記第2号様式)	営業所等を有する場合のみ
⑥	国及び地方税に未納がないことの証明書(原本)	・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署発行) ・千葉県税の完納証明書(千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行) ・富津市税の納税証明書(富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行)

### (3) 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に参加資格審査結果通知書(別記第4号様式)で通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にてプレゼンテーションの日程を通知する。

#### (4) 質問の受付

##### ア 受付期間

令和7年6月27日(金)から令和7年7月4日(金) 午後5時まで

##### イ 質問書の受付

質問書に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること

【電子メール】 mb016@city.futtsu.chiba.jp

##### イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日までに富津市ホームページへ掲載する。

#### (5) 技術提案書の受付

##### ア 提出資料

以下の資料を提出すること。

番号	提出種類名	提出上の注意
①	技術提案書等提出届 (別記第5号様式)	
②	技術提案書 (任意様式)	別紙仕様書及び評価基準の評価項目の内容を踏まえ、業務の進め方、手法等の提案について具体的に記載すること。
③	会社概要書 (任意様式)	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの
④	業務実績書 (任意様式)	過去に介護保険事業計画・高齢者福祉計画を請け負った実績がわかるもの
⑤	業務実施体制 (任意様式)	業務の実施体制について記載すること
⑥	見積書及び見積内訳書 (任意様式)	内訳 (人件費、直接経費、一般管理費等) について積算根拠を詳細に記載すること

##### イ 提出方法

- ・持参または郵送 (配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること) により事務局へ提出すること。
- ・正本を1部、副本 (コピー可) を6部提出すること。
- ・正本はA4フラットファイルに綴り、インデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・電子媒体として、Microsoft Office Excel、Word または PowerPoint いずれかで作成したものを CD-R または DVD-R にて1部提出すること。

## ウ 提出期限

令和7年7月18日(金) 午後5時必着

## 7 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

## 8 プレゼンテーションの実施

### (1) 実施場所

富津市役所本庁舎2階 第1委員会室(富津市下飯野2443番地)

### (2) 実施内容

一者につき、準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答15分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

### (3) 会場設営

パソコン、スクリーン、プロジェクター等を使用してプレゼンテーションを実施する場合は、参加事業者が用意すること。また、外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

### (4) 出席者

3名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が技術提案について説明すること。

### (5) その他

プレゼンテーションの実施順序については、技術提案書の受理順とする。

## 9 評価基準

評価項目は、以下のとおりとする。

1. 共通事項	
評価項目	評価基準
情報収集力	法令や国の最新の動向に基づく提案となっているか。
計画性	円滑に業務遂行するための業務フローが作成されているか。
	十分な人員が確保されているか。
経験及び知識	過去に同様の業務を実施しているか。
	予定担当者等が経験や業務に必要な知識を有しているか。

2. アンケート調査	
評価項目	評価基準
分析力	本市の実情や特性、これまでの施策等を踏まえているか。
	日常生活圏域ごとの特色を理解しているか。
需要及び課題の把握	調査対象者ごとのニーズ及び課題を反映できる項目になっているか。

3. 事業計画	
課題の理解及び対応	本市の課題の理解度が高く、主要課題等への対応がされているか。
分析力	ニーズ調査結果等を事業計画策定に活用する方法が提案されているか。
デザイン性	表や文章等を見やすくするための工夫があるか。

#### 1 0 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、プロポーザル審査結果通知書（別記第10号様式）にて郵送及び電子メールにより通知する。
- (2) プロポーザル審査結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

#### 1 1 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市ホームページで公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由（審査結果等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### 1 2 契約手続

- (1) 提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者とすることはできない。

(3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

### 1.3 その他

#### (1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時までに辞退届を提出すること。

#### (2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

#### (3) 申請に関する経費について

書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

#### (4) 提出資料の取扱いについて

ア 提出資料は返却しない。

イ 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。

ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

オ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、富津市に帰属する。

#### (5) 富津市が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のため富津市から受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。

また、富津市の子承なく公表又は使用しないこと。

### 1.4 問合せ及び提出先

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地

富津市健康福祉部介護福祉課

電話 0439-80-1262 FAX 0439-80-1323

E-mail mb016@city.futtsu.chiba.jp

第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画  
策定支援業務委託仕様書（案）

1 業務名

第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託

2 業務目的

本業務は、国の動向や法改正等に注視し、市の各種計画及び総合事業の実施状況等を加味し、サービス量の推計及び保険料の算出を踏まえ、令和9年度から令和11年度までを1期とした「第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」の策定を支援することを目的とする。

3 委託場所

富津市下飯野2443番地（富津市役所介護福祉課）

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

6 疑義

本業務の実施に当たり疑義が生じたとき及び本仕様書並びに関係法令等に記載のない事項については、委託者と協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

7 業務内容

国・千葉県・富津市の各種施策動向、富津市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について調査、分析するとともに、富津市が提供するデータの整理分析を行い、課題を抽出した上で、それらの課題に対応した施策を企画・立案し、人口・サービス量の推移、介護保険料・サービス給付費の設定を行い、第10期富津市介護保険事業計画（案）・富津市高齢者福祉計画（案）を作成する。

【アンケート調査】（令和7年度実施）

調査票の内容については、厚生労働省が示す各種調査に係る手引き等を十分考慮し、令和4年度に実施したアンケート調査及び当市の特性を踏まえ、受託者が調査票の種類ごとに提案し、委託者と受託者で協議し決定する。

(1) 高齢者アンケート日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者調査対象者の意向・要望意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

①調査対象者（対象者抽出は委託者が行う。）

- ・ 65歳以上（介護認定を受けていない者）・・・・・・・・・・約1,800件
- ・ 40歳以上64歳以下・・・・・・・・・・約1,150件
- ・ 居宅サービス利用者  
（介護認定を受けており、居宅にいる者）・・・・・・・・・・約1,300件
- ・ 施設サービス利用者  
（介護認定を受けており、施設に入所している者）・・・・・・・・・・約550件
- ・ サービス未利用者  
（介護認定を受けているが、サービス利用していない者）・・・・約400件
- ・ サービス提供事業者・・・・・・・・・・約100件

②調査概要

- ・ 調査地域は富津市全域とし、大字ごとに集計できるようにすること。
  - ・ 発送用封筒は角2サイズ、返信用封筒は長3サイズとし、返信用宛名は富津市健康福祉部介護福祉課とすること。
  - ・ 受託者は調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の作成（宛名の印刷又はラベルの貼付を含む）、発送用封筒への封入、配布、委託者から回収票を受領する（必要な費用についても受託者が負担する）。
- なお、宛名の印刷に必要なデータの提供又は宛名ラベルの貼付に必要なラベル作成は委託者が行う。

(2) 在宅介護実態調査の実施

在宅で要支援・要介護認定を受けている方の「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けたサービスの課題、サービスの在り方、ニーズ等の把握を行う。

①調査対象者（対象者抽出は委託者が行う。）

- ・ 在宅介護者（郵送分）・・・・・・・・・・約300件
- ・ 在宅介護者（訪問分）・・・・・・・・・・約300件

②調査概要

- ・ 調査地域は富津市全域とし、大字ごとに集計できるようにすること。
- ・ 発送用封筒は角2サイズ、返信用封筒は長3サイズとし、返信用宛名は富津市健康福祉部介護福祉課とすること。
- ・ 在宅介護者（郵送分）については、受託者は調査票の印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入、宛名ラベルの貼付（ラベル作成は委託者が行う）、配布、委

託者から回収票を受領する（必要な費用についても受託者が負担する）。

・在宅介護者（訪問分）については、富津市介護認定調査員により実施する（受託者は委託者から回収票を受領する費用についてのみ負担する）。

(3) 調査票の集計・分析等

受託者は、市全域及び日常生活圏域（大字、富津・大佐和・天羽地区）ごとに集計を行い、前回アンケート調査結果をふまえた分析を行い、問題、課題を整理する。

(4) 調査結果報告書の作成及び報告

上記（1）～（3）の調査報告書を作成し、令和8年3月10日までに納品する。

①電磁データ

CD-R 又は DVD-R により 2 部（Word 形式及び Excel 形式）

②製本

50部（A4判、表紙レザック、本文1色刷り）

③アンケート調査結果について場を設け報告する。

【事業計画書作成】（令和8年度）

地域包括ケアシステムの推進のため、課題を整理し、施策の企画・立案を行い、サービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画を策定する。

(1) 現状の評価、分析、課題整理及び施策の提案

現行計画の進捗状況及び令和元年度に実施した「高齢者福祉・介護保険に関するアンケート」の調査分析結果を踏まえて、市全域及び日常生活圏域ごとに評価検証し、計画に反映させる課題を整理し、保険外サービスを含め検証したうえで、課題に対応した施策を企画・立案し、人口・サービス量の推移、介護保険料・サービス給付費の設定を行う。

(2) 地域包括ケアシステムに関する提案

高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが適用される地域包括ケアシステムの推進に向けて検討を行い、本市の方針を提案、計画に反映する。

(3) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法などの専門的、技術的助言を行い、資料の作成、結果の取りまとめを行う。

#### (4) 介護保険運営協議会、庁内計画策定委員会等の運営支援

計画内容を審議するために設置される介護保険運営協議会、庁内計画策定委員会等の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項について専門的、技術的助言等の支援を行う。

### 8 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の第10期介護保険制度改正の方針を鑑みながら策定することが必要であり、また地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同等規模自治体の取組内容を参考にすることがある。受託者は本計画の策定に関する情報また介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規則・要綱等）に関する国・県・他市区町村の情報を適宜提供すること。

### 9 成果品

受託者は、次に定めるところによりアンケート調査及び計画策定に係るデータ及び製本等を納品する。

#### (1) 電磁データ

##### ①納品する電磁データ

調査集計結果票、調査報告書、計画書（概要版）、計画書、策定根拠説明資料

##### ②ファイル形式

PDF形式、Word形式及びExcel形式

##### ③納品部数

CD-R 又は DVD-R により 2 部

#### (2) 製本

##### ①計画書（概要版）

50部（A4判、4色刷印刷、コート紙、8ページ程度）

##### ②計画書

200部（A4判・1色刷印刷・表紙レザック、130ページ程度）

#### (3) その他

##### ①調査票（原本）

##### ②委託者が特に必要と認める資料

### 10 その他留意事項

(1) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、富津市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

- (2) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (3) 本業務に係る作業方法・基礎資料及び作業スケジュールについては、委託者と受託者の綿密な協議の上、決定する。
- (4) 委託者は業務の進捗状況の確認のため、受託者から随時報告を聞くことができる。
- (5) 報告書及び調査結果データ等の著作権は、委託者に属する。

本報告事項は、「株式会社カスケード東京」が運営する「らいおんハートリハビリデイサービススリジエ」より、令和7年2月6日付けにて指定の届出があり、内容を審査したところ、適正と認められたことから、指定を行った旨を報告するものです。

【報告の内容】 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定

- ・申請者 : 株式会社カスケード東京
- ・事業所 : らいおんハートリハビリデイサービス  
スリジエ  
(千葉県君津市台2-1-4)
- ・事業等の種類 : 通所型サービス
- ・指定有効期間 : 令和7年3月1日～令和13年2月28日

資料36ページ及び37ページは、事業所の指定に係る審査項目を一覧にしたものです。

表の作りですが、左から順に種別区分、チェック項目、そのチェック項目に対する回答、判定となっております。

「○」は指定基準に適合していることを表しています。

(チェック項目は「富津市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」に規定されています。)

- ・富津市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

(指定の申請等)

第10条 指定事業者の指定を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定(更新)申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない

※通所型サービスとは

利用者が居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持回復や、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。

指定通所型サービスの人員等に関する基準チェック表  
事業所名 らいおんハートリハビリデイサービス スリジエ

基本情報

- 1. 事業所の常勤職員の勤務形態 : 変形労働時間制
- 2. 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数 : 8時間
- 3. 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数 : 40時間
- 4. 事業所の事業単位 : 1単位
- 5. 事業所の利用定員 : 19人
- 6. 事業所の営業日 : 月～金
- 7. 事業所のサービス提供時間 : 9:30～16:15 (6.75時間)

人員に関する基準	生活相談員が必要数確保されているか ( ①/② ) (※1以上となっているか )		確保している
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数・・・①</li> <li>・当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数・・・②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員は、その資格要件を満たす者であるか ( 社会福祉法第19条第1項各号 ( もしくはこれに準ずる者※ ) ) ( 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者、三科目主事、社会福祉士、精神保健福祉士 )</li> <li>※千葉県においてこれに準ずる者とは、介護支援専門員、介護福祉士をいう</li> </ul>	6.75時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>【利用定員が10人を超える場合の看護職員及び介護職員】</li> <li>看護職員 ( 看護師又は准看護師 ) が必要数確保されているか ( ①もしくは②に適用しているか )</li> <li>・専ら当該通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるため必要と認められる数・・・①</li> <li>・病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定第1号通所事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて綿密かつ適切な連携を図っている。・・・②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員が必要数確保されているか ( ①/② ) ( ※ ( 1 + ( 利用者の数 - 15 ) / 5 ) ) 以上となっているか )</li> </ul>	①に適用している	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数・・・①</li> <li>・当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数・・・②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員を1以上確保している</li> </ul>	確保している	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該通所介護に従事させているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の職員であるか</li> </ul>	従事させている	○
		常勤の職員である	○

指定通所型サービスの人員等に関する基準チェック表

基本情報			
管理者	常勤の管理者を配置しているか		配置している ○
	※管理上支障がない場合は、事業所または同一敷地内の他の事業所等の職務を兼務可能である		
施設・設備	事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有しているか		有している ○
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を整備しているか		整備している ○
	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有しているか		有している ○
	・食堂及び機能訓練室の面積の合計は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるか (3㎡×19=57㎡)		61.794㎡ ○
	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか		配慮している ○
	設備は、専ら当該通所型サービスの事業の用に供されるものであるか		供されるものである ○
	運営規程は妥当なものか (運営規定に定めておかなければならない事項は定められているか)		妥当である ○
	緊急時等への対応として必要な措置を講ずることができる体制は整えられているか		整えられている ○
	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか		行っている ○
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか		整えられている ○
運営	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じているか		努めている ○
	当該指定第1号通所事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか		講じている ○
	食事の提供がある場合、食費は妥当なものか		妥当である ○
	介護保険法第115条の45の5第2項各号の規定に該当しないか		該当しない (誓約書) ○

本報告事項は、「株式会社カスケード東京」が運営する「らいおんハート訪問介護スリジェ君津」より、令和7年2月6日付けにて指定の届出があり、内容を審査したところ、適正と認められたことから、指定を行った旨を報告するものです。

**【報告の内容】** 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定

- ・申請者 : 株式会社カスケード東京
- ・事業所 : らいおんハート訪問介護スリジェ君津  
(千葉県君津市台2-1-4)
- ・事業等の種類 : 訪問型サービス
- ・指定有効期間 : 令和7年2月1日～令和13年2月28日

資料の39ページは、事業所の指定に係る審査項目を一覧にしたものです。

表の作りですが、左から順に種別区分、チェック項目、そのチェック項目に対する回答、判定となっております。

「○」は指定基準に適合していることを表しています。

(チェック項目は「富津市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」に規定されています。)

- ・富津市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則  
(指定の申請等)

第10条 指定事業者の指定を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定(更新)申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない

**※訪問型サービスとは**

利用者が居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復や、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。

指定訪問型サービスの人員等に関する基準チェック表

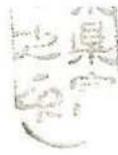
1/1

事業所名称：らいおんハート訪問介護スリジエ君津（訪問型サービス）

基本情報

- 1 事業所の常勤職員の勤務形態：週40時間労働制
- 2 事業所の常勤職員の1日当たりの勤務時間数：8時間
- 3 事業所の常勤職員の1週間当たりの勤務時間数：40時間
- 4 事業所の事業単位：1単位
- 5 事業所の平均利用者数：13人
- 6 事業所の営業日：月～日曜日
- 7 事業所のサービス提供時間：8：30～18：30

人員	資格要件を持つ介護職員が必要数確保されているか（①/②）（※2.5以上となっているか） （介護福祉士、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧ヘルパー1級、実務者研修修了者、旧ヘルパー2級、介護職員初任者研修課程修了者）	3.70	○
	・訪問型サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の週平均の合計数・・・①	148時間	
	・事業所の常勤職員の週平均の勤務時間数・・・②	40時間	
管理者	サービス提供責任者がその資格要件を満たす者であるか（介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者） ①介護福祉士または実務者研修研修修了者 ②平成25年4月改正前の介護職員基礎研修修了者または訪問介護員1級過程修了者 をいう）	介護福祉士	○
	サービス提供責任者が必要数確保されているか（※（利用者数/40）以上となっているか）	確保されている	
	常勤の管理者を配置しているか	配置している	
	※管理上支障がない場合は、当該事業所または同一敷地内の他の事業所等の職務を兼務可能である 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか	介護職員と兼務 備えている	
施設・設備	※利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか	確保されている	○
	※他の事業に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。 また、明確に区分がされていなくても業務に支障がないときは、区画が特定されれば足りるものとする	区分されている	
運営	運営規程は妥当なものか（運営規定に定めておかなければならぬ事項は定められているか）	定められている	○
	緊急時等への対応として必要な措置を講ずることができている体制は整えられているか	整えられている	
	利用者からの苦情を処理する体制は整えられているか	整えられている	
	介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しないか	該当しない（誓約書）	



第2号様式（第10条関係）

富津市指令第1113号

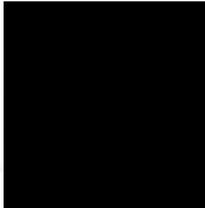
申請者の名称 株式会社カスケード東京  
代表者氏名 代表取締役 篠原 興道

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書

令和7年2月6日付けで指定申請のあった事業所については、下記のとおり指定します。

令和7年2月28日

富津市長 高橋 恭



記

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 申請者の名称    | 株式会社カスケード東京       |
| 2 | 代表者氏名     | 代表取締役 篠原 興道       |
| 3 | 事業所の名称    | らいおんハート訪問介護スリジエ君津 |
| 4 | 事業所の所在地   | 千葉県君津市台2-1-4      |
| 5 | 介護保険事業所番号 | 12A3000035        |
| 6 | 指定年月日     | 令和7年3月1日          |
| 7 | サービスの種類   | 訪問型サービス           |



第2号様式（第10条関係）

富津市指令第1174号

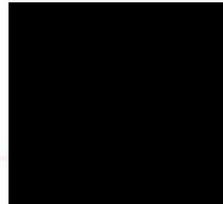
申請者の名称 株式会社カスケード東京  
代表者氏名 代表取締役 篠原 興道

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書

令和7年2月6日付けで指定申請のあった事業所については、下記のとおり指定します。

令和7年2月28日

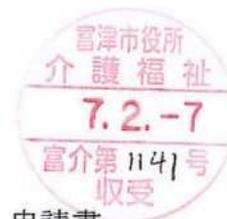
富津市長 高橋 恭



記

- |   |           |                           |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 申請者の名称    | 株式会社カスケード東京               |
| 2 | 代表者氏名     | 代表取締役 篠原 興道               |
| 3 | 事業所の名称    | らいおんハートリハビリデイサービス<br>スリジエ |
| 4 | 事業所の所在地   | 千葉県君津市台2-1-4              |
| 5 | 介護保険事業所番号 | 12A3000043                |
| 6 | 指定年月日     | 令和7年3月1日                  |
| 7 | サービスの種類   | 通所型サービス                   |

別記  
第1号様式（第10条関係）



介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書

令和 7年 2月 6日

富津市長 様

名 称 株式会社カスケード東京  
申請者  
代表者職・氏名 代表取締役 篠原 興道

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号		
申請者	フリガナ	カブシキガイシャカスケードトウキョウ		
	名 称	株式会社カスケード東京		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 105- 0022 ) 東京都港区海岸 1-2-3 汐留離宮ビルディング 104 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	03-3433-4352	FAX 番号 03-6869-3666
	法人の種別	営利法人	法人所轄庁	

	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ シノハラ コウドウ 氏 名 篠原 興道	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ) [Redacted]				
と す る 事 業 所 の	事業所等の所在地	(郵便番号 299- 1153 ) 千葉県君津市台 2-1-4				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	

第1号事業	訪問型サービス（予防訪問介護相当）	○	令和7年3月1日		付表1
	通所型サービス（予防通所介護相当）	○	令和7年3月1日		付表2
	介護予防ケアマネジメント				付表3
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)			

付表2 第1号通所事業の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	ライオンハートリハビリデイサービス スリジエ			
	名称	らいおんハートリハビリデイサービス スリジエ			
	所在地	(郵便番号 299 - 1153 ) 千葉県君津市台2-1-4			
	連絡先	電話番号	0439-29-6507	FAX番号	0439-29-6508
	Email	oonuki@lion-heart.co			
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 )	
	氏名				
	生年月日				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)			生活相談員	
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)	名称			
		兼務する職種 及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
	従業者の職種・員数	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
	常勤(人)	1	1	1	
	非常勤(人)				
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
	食堂及び機能訓練室の合計面積	59.041			
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(①9:30~16:15 ② : ~ : ③ : ~ : )			
	利用定員	19人(単位ごとの定員① 19人 ② 人 ③ 人)			
	添付書類	別添のとおり			

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。

付表第三号（一）訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項

サービス種類（該当に○）	介護予防訪問介護相当サービス	○	緩和した基準による訪問型サービス	定率	
				定額	
事業所	法人番号	1010401085745			
	フリガナ	ライオンハートホウモンカイゴスリジエキミツ			
	名称	らいおんハート訪問介護スリジエ君津			
	所在地	(郵便番号 299 - 1153 ) 千葉 都道 市 区 府 県 君津 町 村 台2-1-4			
	連絡先	電話番号	0439-29-6507 (内線)	FAX番号	0439-29-6508
	Email	oonuki@lion-heart.co			
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号	
	氏名				
	生年月日				
	訪問介護員等との兼務の有無			無	
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称	らいおんハートスリジエ君津			
	兼務する職種及び勤務時間等	管理者			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		訪問介護員等			
		専従	兼務		
常勤(人)	1				
非常勤(人)	3				
常勤換算後の人数(人)	2.7				
利用者の推定数(人)	13				
サービス提供責任者	フリガナ		住所	(郵便番号	
	氏名				
※介護予防訪問介護相当サービス該当時	フリガナ		住所	(郵便番号	- )
	氏名				
添付書類	別添のとおり				

(訪問型サービス事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 都道 市区 府 県 町 村			
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
	Email				

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

## 報告第4号 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則の一部改正について

### ○概要

令和6年4月1日に厚生労働省老健局長から「介護保険法施行規則（中略）の一部を改正する省令」が告示され、内容については、「従うべき基準」とされていることから、富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき規則を一部改正しましたので報告いたします。

### ○省令改正の趣旨

- ・地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員数を常勤職員の員数に換算する。
  - ・地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合でも2職種の配置は必須とする。
- 例：3つの地域包括支援センターがある場合、どこかのセンターで社会福祉士がいなくても、違うセンターに2人いれば合計3職種×3センターの9人ずついることになるため、基準を満たす。

### ○省令改正反映後の富津市における規則（新旧対照）

富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則（平成27年富津市規則第7号）新旧対照表	
旧	新
富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則 平成27年3月24日 規則第7号 (地域包括支援センターの人員に関する基準) 第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険	富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則 平成27年3月24日 規則第7号 (地域包括支援センターの人員に関する基準) 第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険

者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数

は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前 項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定

の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると

者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（介護保険運営協議会（富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）第2条の3に規定する富津市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたとときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）に関する基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めたとときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数に関する基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定

の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると

介護保険運営協議会（富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）第2条の3に規定する富津市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）

において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員に関する基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員配置基準によることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

介護保険運営協議会

において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員に関する基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員配置基準によることができる。

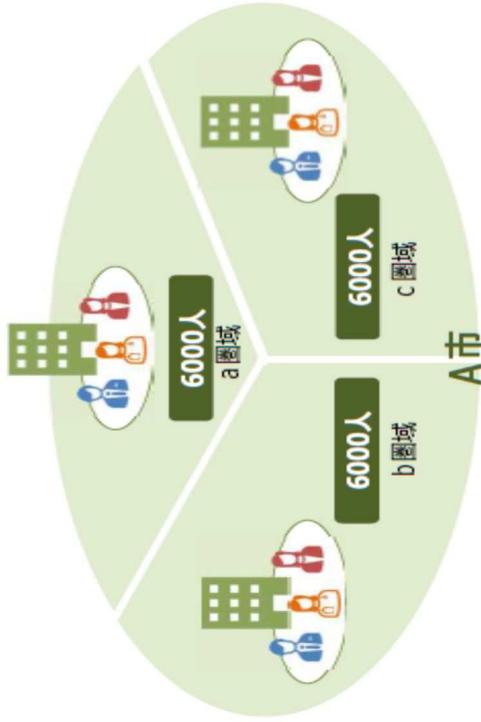
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

○施行日

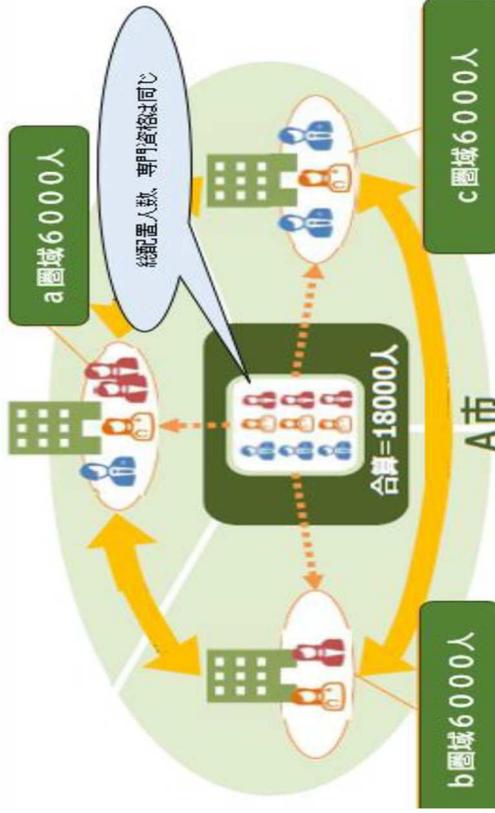
令和7年4月1日

【イメージ図】

〈改正前〉



〈改正後〉



※イメージ図は厚生労働省社会保障審議会資料から抜粋